

著作権法の一部を改正する法律に基づく文化庁告示案の概要

1. 趣旨

著作権法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 33 号）により、著作物等の利用の可否に係る著作権者等の意思が確認できない場合の著作物等の利用に関する裁定制度が創設されることとなり、本告示案は、この裁定制度に関し、法律から文化庁長官の定めに委任されている事項について、定めを行うもの。

2. 概要

（1）未管理公表著作物等の利用の可否に係る著作権者の意思を確認するための措置について

利用の可否に係る著作権者の意思を確認するための措置は、

- ① 著作物周辺（※）に表示されている情報を確認すること
- ② インターネット検索し、著作権者のものと想定されるウェブサイトや権利者情報を掲載していることが想定されるウェブサイトを閲覧すること
- ③ 分野横断権利情報検索システムにおいて検索し、権利者情報を掲載していることが想定されるウェブサイトを閲覧すること

のすべてを行い取得した権利者情報等に基づき、2 つ以上の連絡先等（取得できたものが 1 つのみの場合は当該連絡先等）に、利用の可否に係る著作権者の意思を確認するための連絡を行い、14 日間、著作権者からの応答を確認することとする。

また、上記の連絡は国内のものと認められる連絡先等に対して行うものとする。

※書籍の奥付その他の紙面、CD のパッケージなどにおける記載

（2）著作権者の意思を円滑に確認するために必要な情報及び公表の方法について

著作権者の意思を円滑に確認するために必要な情報は、著作物の利用の可否に関する情報又は利用の可否に係る著作権者の意思を確認できる連絡手段に係る情報とし、これらの公表の方法は、以下のいずれかの方法とする。

- ① 著作物周辺（※）における表示
- ② 著作権者のウェブサイト又は著作権者の意思を円滑に確認するために必要な情報を掲載しているウェブサイトにおける掲載

※書籍の奥付その他の紙面、CD のパッケージなどにおける記載

また、上記の情報のうち、以下のものに付されているものは、著作権者の意思を円滑に確認するために必要な情報に該当しないものとする。

- i. 法第 31 条により国立国会図書館が自動公衆送信を行える絶版等資料
- ii. 法第 67 条の裁定により利用されたことがある著作物であって、著作権者が判明していないもの

3. 施行期日（予定）

著作権法の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 33 号）の施行の日。